

## 第1回 戦没者遺骨鑑定センター運営会議

日時：令和2年7月29日（水）13:30～14:30

場所：TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 15A

### 【議題】

- 1 戦没者遺骨鑑定センターについて
- 2 遺骨収集の概要について
- 3 今年度の事業計画について
- 4 その他

令和2年7月17日（金）

【照会先】

社会・援護局事業課

課長補佐 中村 実（内線4525）

課長補佐 萩原 竜佑（内線3439）

（代表番号）03(5253)1111

（直通番号）03(3595)2228

報道関係者各位

## 戦没者遺骨鑑定センターの立上げについて

令和2年5月21日に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を踏まえ、7月16日付で、社会・援護局に、遺骨の科学的な鑑定や鑑定に関する研究、諸外国の鑑定機関との共同鑑定等を行う戦没者遺骨鑑定センター（以下「センター」という。）を立ち上げました（注）。

また、センター長として、<sup>あさむらひでき</sup>浅村英樹氏（信州大学医学部法医学教室教授）を任命しました。

注：大臣伺い定め室

<参考>

「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（令和2年5月21日）（抜粋）

第2章 見直しの具体的内容

第1 ガバナンスの強化（情報共有・管理体制の整備）、情報公開

① 科学的所見への適切な対応

○ 厚生労働省社会・援護局の組織体制の強化

- ・社会・援護局に戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター（仮称）を設置し、外部専門家も登用することにより、遺骨鑑定に係る知見・情報等を一元的に管理し、厚生労働省として科学的な鑑定を行う体制を段階的に整備する。（令和2年度中の事実上の業務の開始と令和3年度からの組織の設置を目指す。）

（参考資料）

別添1：戦没者遺骨鑑定センターについて

別添2：戦没者遺骨鑑定センター運営会議の開催について

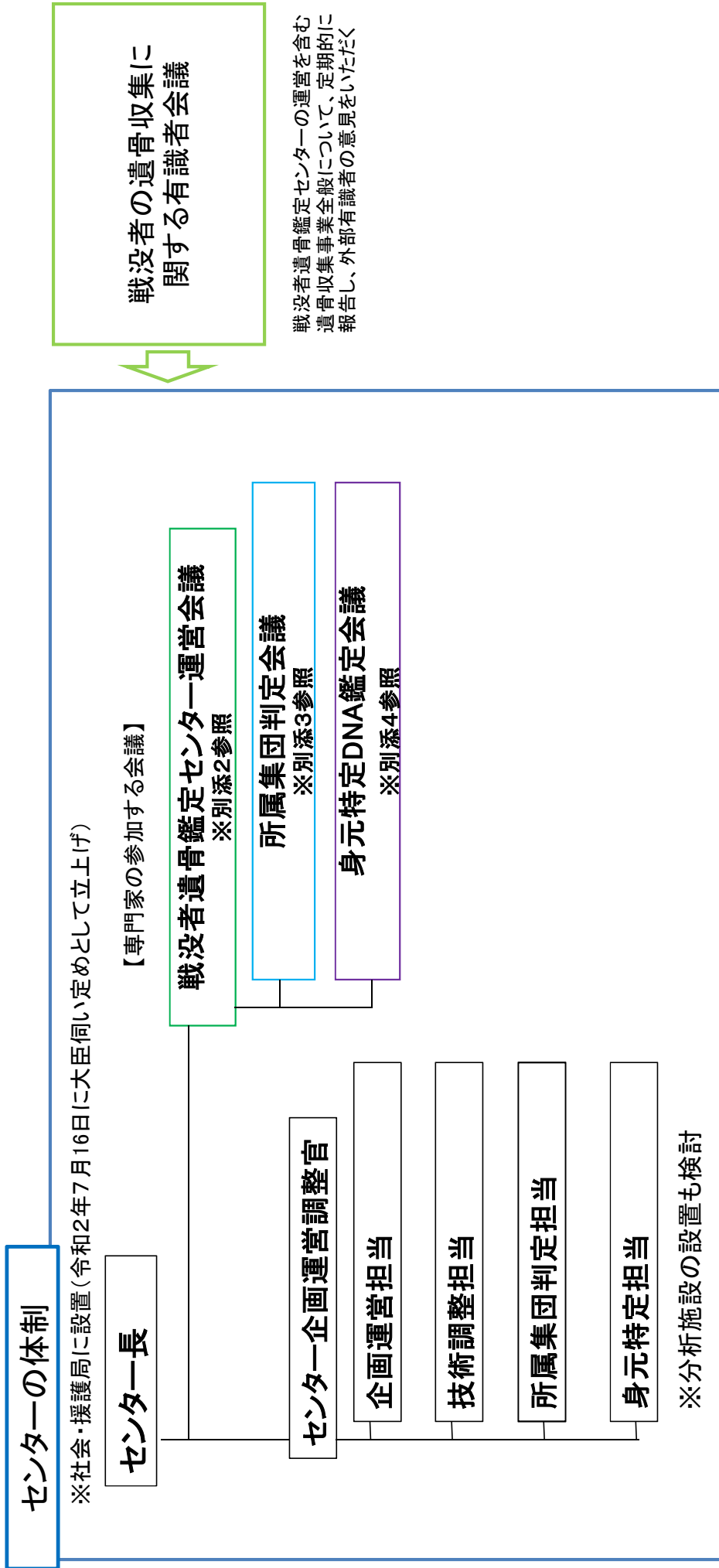
別添3：所属集団判定会議の開催について

別添4：身元特定DNA鑑定会議の開催について

# 戦没者遺骨鑑定センター

## 業務内容

- 遺骨の科学的な鑑定
  - ・日本人か否かの所属集団判定(形質鑑定、DNA鑑定)
  - ・遺族との身元特定
- 遺骨収容に関する技術的事項
- 戦没者遺骨の鑑定に関する研究
  - ・最新の技術、研究の実務への応用を目指す
- 諸外国の鑑定機関との共同鑑定



## 戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」（以下「会議」という。）を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

### 2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。

### 3. 運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館副館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長

注 ○は座長

## 所属集団判定会議の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

### 3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登 ※	山梨大学医学部法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐 ※	大阪医科大学医学教室技術員副主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一 ○※	国立科学博物館副館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長
やまだ よしひろ 山田 良広 ※	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座 法歯学教授

注 ○は座長

※は DNA 鑑定分科会構成員

## 身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

### 3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。



## 身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科大学法医学教室技術員副主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
つつみ ひろふみ 堤 博文	日本大学歯学部法医学講座専任講師
なかむら やすたか 中村 安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座講師
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなぐち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座法 医歯科学教授
よしい とみお 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 ○は座長

非公開  
頭撮り可

令和2年7月27日（月）

【照会先】

社会・援護局事業課鑑定調整室

室長補佐 長谷川 公子（内線3473）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2228

報道関係者 各位

## 第1回身元特定DNA鑑定会議の開催

標記会議について、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

- 1 開催日時：令和2年7月29日（水）14：30～
- 2 場所：TKP新橋カンファレンスセンター15階 ホール15C  
（東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング）
- 3 議題（非公開、頭撮り可）  
鑑定結果の確認について  
その他
- 4 非公開の理由  
公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼし、当事者若しくは第三者の権利又は利益を害するおそれがあるため。
- 5 頭撮りを希望される報道関係者の方へ  
頭撮りを希望される報道関係者は7月28日（火）17時までに担当者へお知らせください。なお、頭撮りに当たっては、次の留意事項を遵守してください。
  - 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
  - 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
  - あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭に限って写真撮影、ビデオ撮影をすることができます。
  - 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
  - その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。

非公開  
頭撮り可

令和2年7月27日（月）

【照会先】

社会・援護局事業課鑑定調整室

室長補佐 長谷川 公子（内線3473）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2228

報道関係者 各位

## 第1回所属集団判定会議の開催

標記会議について、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

- 1 開催日時：令和2年7月31日（金）14：00～
- 2 場所：TKP新橋カンファレンスセンター15階 ホール15C  
（東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング）
- 3 議題（非公開、頭撮り可）  
所属集団判定会議について  
その他
- 4 非公開の理由  
公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼし、当事者若しくは第三者の権利又は利益を害するおそれがあるため。
- 5 頭撮りを希望される報道関係者の方へ  
頭撮りを希望される報道関係者は7月30日（木）17時までに担当者へお知らせください。なお、頭撮りに当たっては、次の留意事項を遵守してください。
  - 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
  - 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
  - あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭に限って写真撮影、ビデオ撮影をすることができます。
  - 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
  - その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。

# 戦没者の遺骨収集事業

## 概要

○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

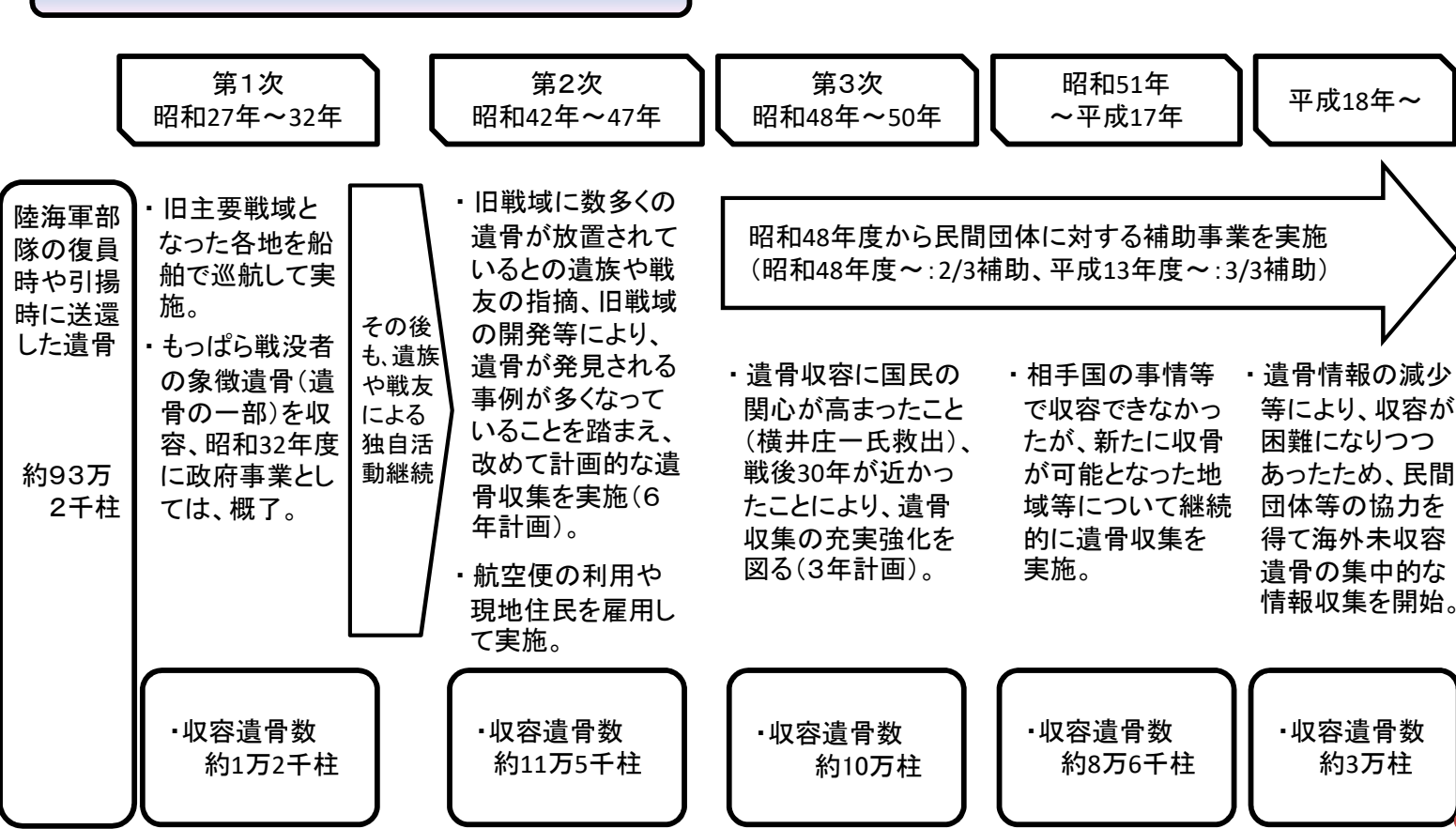
海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち	
	①海没遺骨	約30万柱
	②相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約59万柱

(注1) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

(注2) 戦没者概数 約310万人

令和2年6月末現在

## これまでの遺骨収集事業の推移

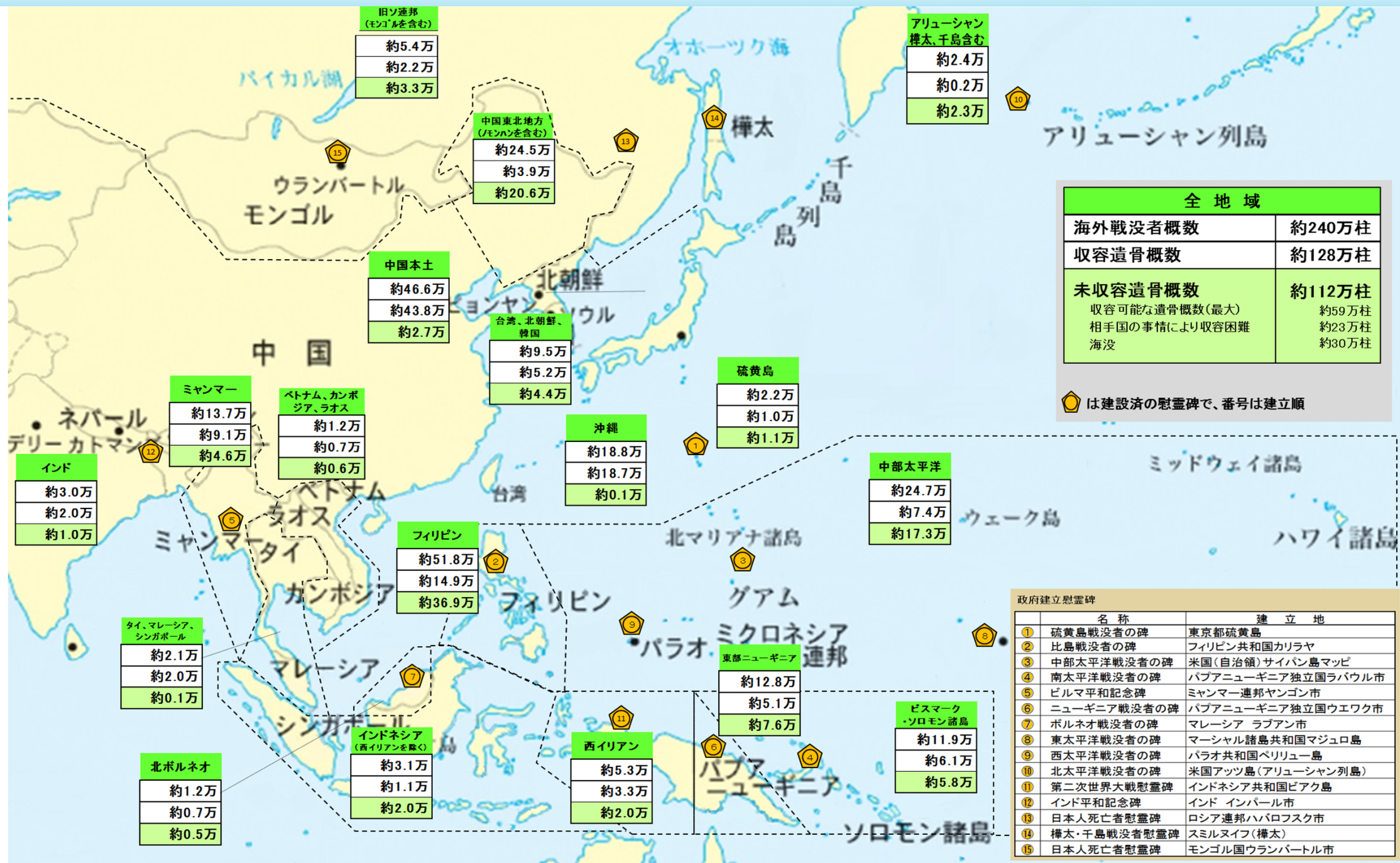


遺骨収容の作業風景  
(上下ともにロシアの遺骨収容作業風景)





# 地域別戦没者遺骨収容概見図（令和2年6月末時点）



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

## 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)概要

※ 平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。  
平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、  
衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

### 【国の責務】

- ・国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・平成28年度から令和6年度(平成36年度)までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- ・厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

### 【遺骨収集の定義】

- ・遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域(※)又は本邦以外の地域で死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等 ※南西諸島等

### 【基本計画に基づく実施】

- ・政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(令和6年度(平成36年度)までの集中実施期間)を策定
- ・政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

平成28年5月31日 閣議決定

### 【実施法人の指定】

- ・戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

### 【その他】

- ・政府の財政上の措置等
- ・情報収集及び分析
- ・関係国政府等の理解と協力
- ・鑑定等の体制整備

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」

【会 長】尾辻秀久 参議院議員

【所属団体(13団体※)】※令和2年6月末時点

(一財)日本遺族会

(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

(一財)全国強制抑留者協会

東部ニューギニア戦友・遺族会

全国ソロモン会

水戸二連隊ペリリュー島慰霊会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

硫黄島協会

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

(公社)隊友会

### 【厚生労働省設置法の改正】

- ・戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

### 【施行期日】

- ・平成28年4月1日

# 遺骨収集事業の流れ

## 情報収集

- ①資料調査  
・海外の公文書館等から取得した埋葬地関係資料を調査
- ②現地調査  
・埋葬地特定のための調査
- ③抑留経験者等からの情報提供

## 遺骨収集計画の策定

- ①相手国政府等と調整
- ②遺骨収集実施計画の策定

遺骨の収容・鑑定は、令和2年5月に公表した「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に沿って実施。

## 遺骨収集

- ①遺骨収容作業
- ②遺骨の形質の鑑定、日本人の遺骨である蓋然性の確認
- ③検体のみを持ち帰り  
※ 検体以外の部位は未焼骨のまま現地で保管
- ④持ち帰った検体のDNA鑑定等  
※ 日本人の遺骨であるかの判定を行う  
※ 並行して身元特定のためのDNA鑑定も実施
- ⑤遺骨の日本への送還

身元が特定できた遺骨

身元が特定できなかった遺骨

## 遺族に返還

## 千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨

※ 平成15年度から、戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするため、埋葬地関係資料や記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合、希望する遺族に対して身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

# 収容遺骨数の推移、現地調査の計画

## 1. 過去5年間の収容遺骨数（令和2年5月末時点）

地 域	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
<b>【南方等戦闘地域の遺骨】</b>					
硫黄島	19	17	42	11	
沖 縄	30	7	18	59(※)	
中部太平洋	89	124	96	264	
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー	10	12	30		
北ボルネオ					
インドネシア(西伊アを除く)					
西イリアン					
フィリピン					
東部ニューギニア	112	91	42		
ビスマーク・ソロモン諸島	326	457	494	5	
インド		3			
千島・樺太・アリューシャン	7	18	2	7	
中国東北地方（ノモンハンを含む）	20				
中国本土					
台湾・北朝鮮・韓国	1				
ベトナム・カンボジア・ラオス					
その他	1				
地域不明	4	1			
南方等 小計(柱)	619	730	724	346	0

### 【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

旧ソ連	267	209	112	61	
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	267	209	112	61	0
合計(柱)	886	939	836	407	0

※ 沖縄（令和元年度）は鑑定中のため暫定値。

## 2. 今後の遺骨収集の実施方針

- 令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。
- 同戦略において、現地調査を加速化することとしたことを踏まえ、令和2年度における現地調査の派遣回数を昨年度からほぼ倍増することを計画。

### ○【南方等戦闘地域の遺骨】

- 海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点を対象として、
- 現地調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で実施し、その結果を踏まえ令和6年度までに遺骨収集を実施。

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
現地調査回数	16	24	32	26	59
	実績				計画

### ○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- 場所及び名簿の情報がある62埋葬地について、令和3年度までに全て現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施。
- 62埋葬地の名簿登載者数 4,497名



## 今後の戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の見直しについて

### 遺骨収集の有識者会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、ロシアで収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていないとの報道（R元.7月～8月）

【調査チーム等による検討（R元.10.4～）（調査チーム主査：熊谷則一弁護士）】

- ・ 担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査

【調査チームの報告（R元.12.23）等を踏まえた有識者会議意見（R2.5.14）】

- ・ 科学的所見への適切な対応、情報共有の徹底、積極的な情報公開、ガバナンス強化等を提言。
- ・ 科学的鑑定を行う前に焼骨を行わない等、今後の遺骨収集・鑑定のプロセス、体制強化等を提言。

### 厚労省の方針（R2. 5. 21有識者会議に報告・公表）

#### ○ ガバナンスの強化（情報共有・管理体制の整備）、情報公開

- ・ 有識者会議に定期的に事業実施状況やネガティブ情報を報告。
- ・ DNA鑑定人会議の詳細な議事要旨を公表するなどの積極的な情報公開。

#### ○ 収容・鑑定のあり方の見直し（科学的所見への適切な対応）

遺骨収集事業は、遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的知見を踏まえ進める。

- ・ 日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管。（科学的鑑定を行うまで焼骨しない。）
- ・ 専門家による総合的な判断を実施し、日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨し、持ち帰る。

#### ○ 鑑定体制の整備

上記見直しを厚生労働省が統一的に責任を持って実施するため、戦没者遺骨の鑑定を専門的に行うセンター（仮称）を設置する。（R2年度中の事実上の業務開始とR3年度からの組織の設置を目指す。）

※ 遺骨収集推進法に基づく集中実施期間（H28-R6）の後半5年間を迎えるにあたり、令和元年12月に、関係省庁連絡会議を開催し、戦没者遺骨収集推進戦略を決定。遺骨の調査・収集を推進するとともに、鑑定体制の強化を図ることとしている。

## 戦没者遺骨鑑定センター運営会議について

### ○運営会議の主な議題

- ・ 鑑定の年間スケジュール
- ・ 予算関係(概算要求、政府予算案)
- ・ 事務局の組織体制(今後の見直し)
- ・ 所属集団判定会議の報告
- ・ 身元特定 DNA 鑑定会議の報告

### ○開催頻度

- ・ 半期に1度程度

### ○当面の検討課題

- ・ 令和3年度以降のセンター組織体制
- ・ 鑑定機関における鑑定数を増加させるための方策
- ・ 日本人と判定する基準
- ・ 身元特定の精度向上及び手法の標準化
- ・ 遺骨収容に関する技術の向上